明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可　日刊（行政機関の休日休刊）

官報

編集・印刷
独立行政法人国立印刷局

目次

〔政　令〕

○トルエンジイソシアナートに対して課する暫定的な不当廉売関税に関する政令の一部を改正する政令（二一五）　二

〔告　示〕

○除籍の一部が滅失した件（**法務**二二二～二二五）　二

○医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第二条第五項から第七項までの規定により厚生労働大臣が指定する高度管理医療機器、管理医療機器及び一般医療機器の一部を改正する件（**厚生労働**二五三）　五

○保安林の指定施業要件を変更する件（**農林水産**八八二～八九二）　六

○建築基準法の規定に基づく指定確認検査機関の指定等をした件（**国土交通**五四七）　六

○土地収用法の規定に基づき事業の認定をした件（**東北地方整備局**九九）　六

○道路に関する件（**関東地方整備局**二四〇、二四一）　七

○道路に関する件（**四国地方整備局**七〇、七一）　七

○土地収用法の規定に基づき事業の認定をした件（**九州地方整備局**八四）　八

○道路に関する件（**北海道開発局**七四、七五）　八

〔国会事項〕

内閣　財務省　岩手県　東京都　神奈川県　石川県　長野県　岐阜県　愛知県　三重県　九

〔人事異動〕

特殊法人等　九

総務省共済組合定款の一部変更関係　三

会社その他　一〇

〔官庁報告〕

労働

労働保険審査官及び労働保険審査会法第五条の規定に基づく関係事業主を代表する者の候補者の推薦について（厚生労働省）　一〇

〔公　告〕

諸事項

官庁

財団、司法書士懲戒処分関係　一〇

裁判所

相続、失踪、除権決定、破産、免責、特別清算、会社更生、再生関係　一二

本号で公布された法令のあらまし

◇トルエンジイソシアナートに対して課する暫定的な不当廉売関税に関する政令の一部を改正する政令（政令第二一五号）（財務省）

1　中華人民共和国（香港地域及びマカオ地域を除く。）を原産地とするトルエンジイソシアナートについて、不当廉売された貨物の輸入の事実及び当該輸入の本邦の産業に与える実質的な損害等の事実があり、かつ、本邦の産業を保護するため必要があると認められることから、次により、関税定率法（以下「法」という。）第八条第一項及び第二項に基づく不当廉売関税を課するため必要な事項を定めることとした。

㈠　不当廉売関税を課する貨物、当該貨物の原産地及び課税期間を定める。（第一条関係）

㈡　不当廉売関税の税率を定める。（第二条関係）

㈢　不当廉売関税と法の別表の税率による関税の申告等における取扱いを定める。（第四条関係）

㈣　不当廉売関税に係る還付の計算期間等を定める。（第五条関係）

2　この政令は、平成二七年四月二五日から施行することとした。